

令和2年7月定例会

# 埼玉県央広域事務組合議会会議録

令和2年7月29日 開会

令和2年7月29日 閉会

埼玉県央広域事務組合議会

令和 2 年 埼玉県央広域事務組合議会会議録  
7 月 定 例 会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
7月29日(水)	
○開 会	5
○開 議	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○報告第3号の上程、説明	7
○議案第17号～議案第19号の上程、説明	7
○一般質問	10
11番 菅野博子議員	10
2番 諏訪三津枝議員	12
8番 潮田幸子議員	15
15番 諏訪善一良議員	20
○議案第17号の質疑、討論、採決	30
○議案第18号の質疑、討論、採決	30
○議案第19号の質疑、討論、採決	31
○管理者のあいさつ	31
○閉 会	32
<hr/>	
署名議員	33
参考資料	
議決結果一覧表	35

埼玉県央広域事務組合告示第13号

令和2年7月埼玉県央広域事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年7月22日

埼玉県央広域事務組合管理者 原 口 和 久

1 期 日 令和2年7月29日（午前9時）

2 場 所 埼玉県央広域事務組合 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 15名

1 番	市ノ川 徳 宏 議員	2 番	諏 訪 三津枝 議員
3 番	坂 本 国 広 議員	4 番	山 中 敏 正 議員
5 番	岡 野 千枝子 議員	6 番	村 田 裕 子 議員
7 番	岡 村 有 正 議員	8 番	潮 田 幸 子 議員
9 番	金 澤 孝太郎 議員	10 番	秋 谷 修 議員
11 番	菅 野 博 子 議員	12 番	保 坂 輝 雄 議員
13 番	新 島 光 明 議員	14 番	日 高 英 城 議員
15 番	諏 訪 善一良 議員		

○ 不 応 招 議 員 なし

# 令和2年7月埼玉県央広域事務組合議会定例会 第1日

令和2年7月29日（水曜日）

## 議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 専決処分の報告
- 6 議案第17号から議案第19号の上程、提案趣旨説明
- 7 一般質問
- 8 議案第17号の質疑、討論、採決
- 9 議案第18号の質疑、討論、採決
- 10 議案第19号の質疑、討論、採決
- 11 管理者のあいさつ
- 12 閉 会

○出席議員 15名

1番	市ノ川 徳 宏 議員	2番	諏 訪 三津枝 議員
3番	坂 本 国 広 議員	4番	山 中 敏 正 議員
5番	岡 野 千枝子 議員	6番	村 田 裕 子 議員
7番	岡 村 有 正 議員	8番	潮 田 幸 子 議員
9番	金 澤 孝太郎 議員	10番	秋 谷 修 議員
11番	菅 野 博 子 議員	12番	保 坂 輝 雄 議員
13番	新 島 光 明 議員	14番	日 高 英 城 議員
15番	諏 訪 善一良 議員		

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管 理 者	原 口 和 久
副 管 理 者	小 野 克 典
副 管 理 者	三 宮 幸 雄
会 計 管 理 者	大 塚 泰 史
参 事	春 山 一 雄
消 防 長	新 井 正
本 部 次 長	黒 沼 浩 二
本 部 次 長	黒 沢 高 志
消 防 総 務 課 長	千 村 茂
警 防 課 長	森 正 幸
救 急 課 長	岡 田 正 夫
事 務 局 長 兼 総 務 課 長	田 中 啓 文

○本会議に出席した事務局職員

書 記	島 田 英 樹	書 記	千 葉 昌 子
書 記	柳 澤 宏	書 記	飯 島 洋 子

(開会 午前 9時02分)

◎ 開 会 の 宣 告

日高英城議長 ただいまから令和2年7月埼玉県央広域事務組合議会定例会を開会いたします。  
出席議員は定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

◎ 開 議 の 宣 告

日高英城議長 これより本日の会議を開きます。

◎ 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

日高英城議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、私よりご指名申し上げます。  
4番、山中敏正議員、8番、潮田幸子議員を指名いたします。よろしくお願いします。

◎ 会 期 の 決 定

日高英城議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りいたします。本定例会の会期は、7月29日の1日間といたしたいと思えます。これに異議  
ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

日高英城議長 異議ないものと認めます。  
よって、会期は7月29日の1日間と決定いたしました。

◎ 議 事 日 程 の 報 告

日高英城議長 次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおりで  
ございます。ご了承願います。

◎ 諸 般 の 報 告

**日高英城議長** 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会に議案の説明のため管理者並びに関係者の出席を求めていますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、令和元年度3月分、令和元年度及び令和2年度の4月分の例月出納検査結果報告書の送付がありましたので、既に配布しております。ご了承願います。

次に、本定例会に提案のありました事件につきまして、書記をして報告させます。

島田書記。

〔書記朗読〕

**日高英城議長** ただいま報告の議案は、印刷し、お手元に配布してありますので、ご了承願います。

## ◎ 行政報告

**日高英城議長** 日程第4、行政報告を行います。

春山参事から行政報告を求めます。

春山参事。

〔春山一雄参事登壇〕

**春山一雄参事** おはようございます。それでは、令和2年第1回議会臨時会以降の組合業務の主な執行状況等につきましてご報告申し上げます。

初めに、消防に関してでございますが、新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送状況についてご報告いたします。最新の数値では、令和2年7月28日現在、当消防本部管内の陽性者数は、鴻巣市21名、桶川市が2名増え13名、北本市4名の合計38名でございます。このうち、当消防本部で救急搬送した事案は、管内住民が3名及び管外住民が1名の合計4名となっており、前回の報告からの増加はございません。なお、救急隊員の出勤につきましては、適切な感染防止対策を引き続き実施してまいります。

次に、消防指令業務共同運用協議会への参加につきましてご報告申し上げます。消防指令業務の共同運用につきましては、総務省消防庁の消防の広域化に関する基本方針並びに埼玉県の広域化推進計画により推進することとされています。昨年、埼玉県の西部地域を管轄する6消防本部において任意の消防指令業務共同運用協議会を立ち上げ、検討していたところ、本年6月に1つの消防本部が抜け、昨年からの参加への関心を示していた当消防本部へ打診がありましたので、参加することとしました。今後、協議会及び消防本部内に設置した検討委員会において、メリット、デメリットを検証し、11月定例会において検討結果をご報告させていただきたいと考えております。

次に、県央みずほ斎場に関してでございますが、県央みずほ斎場の本年4月1日から6月30日までの3か月間の利用状況につきましてご報告申し上げます。火葬件数は、合計644件ございまして、前年度と比較して56件の増加となり、友引及び休場日を除く1日当たりの火葬件数は、約8.6件ござ



ございました。また、葬儀・告別式による式場の利用件数につきましては、第1式場及び第2式場を合わせて142件で、前年度と同数であり、1日当たりの利用件数は約1.9件でございました。なお、小動物の火葬件数につきましては、お手元に資料を配布させていただきましたので、御覧いただきたいと存じます。

以上、誠に簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

### ◎ 報告第3号の上程、説明

**日高英城議長** 続きまして、日程第5、報告第3号 専決処分の報告について説明を求めます。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

**原口和久管理者** おはようございます。本日ここに、令和2年7月埼玉県中央広域事務組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には公私とも極めてご多用の中ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。心から厚くお礼申し上げます。

初めに、新型コロナウイルスの関係ですが、5月25日の緊急事態宣言解除後に、首都圏を中心に感染が再拡大されております。このような中、当組合といたしましては、管内住民の大切な命を守ることを第一に、各組合市や関係機関と連携を図ってまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、報告第3号につきましてご説明申し上げます。

この報告につきましては、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会から管理者の専決処分事項として指定を受けている事項につきまして、同条第2項の規定に基づきご報告するものでございます。

本件は、令和2年5月1日午後2時20分頃、北本市石戸宿5丁目214番地先において、水利調査に出向中の北本消防署の化学消防ポンプ自動車は右折した際に、道路標識への接触を避けるため一時停止し、後退しようとしたところ、車両がわずかに前進して当該道路標識に車両右側中央上部が接触し、破損させたものであります。

損害賠償につきましては、示談により、組合は相手方に損害額3万2,132円を賠償することになり、本年5月25日に専決処分を行ったものです。

なお、この事故の賠償金につきましては、全額保険金の対象となっております。

以上が専決処分の報告でございます。

### ◎ 議案第17号～議案第19号の上程、説明

**日高英城議長** 続きまして、日程第6、議案第17号から議案第19号までの3件を一括して上程し、議題といたします。

議案の朗読を省略して、これより提案理由の説明を求めます。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

**原口和久管理者** 今回ご提案申し上げました議案は3件でございます。これより議案の番号に従いましてご説明申し上げます。

最初に、議案第17号 埼玉県央広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、感染症患者の救急搬送等作業に従事した職員に対し、防疫作業手当を支給することについて定めるとともに、新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業手当の特例を定めるため、改正を行うものでございます。

次に、議案第18号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）でございます。

今回、整備をいたします水槽付消防ポンプ自動車は、桶川西分署に配備しようとするもので、このたび購入する準備が整いましたので、購入金額5,379万円で日本機械工業株式会社本社営業部と契約の締結をしようとするものでございます。

次に、議案第19号 令和2年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第1号）でございます。

本案は、令和2年度における第1回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ260万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,908万1,000円とするものでございます。

内容といたしましては、議案第18号の桶川西分署に配備する水槽付消防ポンプ自動車及び北本東分署に配備する高規格救急自動車の事業費の確定、これに伴う消防車両整備事業債の変更による歳入歳出調整を行い、不用見込額495万円を財政調整基金へ積み立てを行うものでございます。

以上が今回ご提案申し上げました議案の概要でございますが、詳細につきましては、担当から説明をさせます。どうか慎重なるご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

**日高英城議長** 次に、議案第17号から議案第19号の細部説明を求めます。

田中事務局長兼総務課長。

〔田中啓文事務局長兼総務課長登壇〕

**田中啓文事務局長兼総務課長** それでは、議案第17号から議案第19号までの3議案につきまして、細部説明を申し上げます。

初めに、議案第17号 埼玉県央広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案の改正の主な目的は、感染症に対する感染リスクに加え、厳しい勤務環境と極めて緊迫した状況の中で、平常時には想定されない業務に当たることとなる救急搬送等の作業に従事した職員に対して、防疫作業手当を支給できるようにしようとするものでございます。

新旧対照表をご参照願います。改正内容でございますが、埼玉県央広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例第2条第5号に「防疫作業手当」を加え、第7条のとおり、救護、移送、消毒等の防疫作業に従事した職員に対し、1日につき500円を支給するものでございます。

さらに、制定附則において、人事院規則を基に、組合市と同様に新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業手当の特例として、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者の身体に長時間にわたり接して行う作業、その他管理者が認める作業については4,000円を支給し、それ以外の業務については3,000円を支給するものでございます。

また、該当の事案が発生した令和2年2月22日から、この手当を適用するものでございます。

次に、議案第18号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車（I-B型））につきましてご説明申し上げます。今回、桶川西分署に整備する水槽付消防ポンプ自動車は、現在同署に配備している水槽付消防ポンプ自動車が平成17年3月の初年度登録から16年を経過することから、第5次消防力等整備計画及び令和元年度実施計画に基づき更新するものでございます。

議案第18号の資料として、入札結果表と水槽付消防ポンプ自動車の諸元表及びイメージ写真を資料として添付させていただいております。資料の2ページ及び3ページをご参照願います。こちらが今回更新整備する水槽付消防ポンプ自動車の諸元、主な取付け品及び積載品等となります。

最初に、2、取付け品及び取付け装置でございますが、2,000リットル以上の水を積載できる水槽、ポンプ操作に必要な計器類や各種電子装置等の機能集中操作スイッチなどを取り付けるものでございます。

次に、3、附属品でございますが、これは消防活動に最低限必要なもので、吸管、照明器具、スタンドパイプ、ホース延長用資機材等でございます。

次に、4、積載品でございますが、それぞれ使用用途は異なりますが、チェーンソー、エンジンカッター、折りたたみ式はしご、消防用ホース等でございます。

続きまして、議案第19号 令和2年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の4ページをお開き願います。第2表、地方債補正の消防車両整備事業につきましては、当初桶川西分署に配備の水槽付消防ポンプ自動車の限度額4,400万円、北本東分署に配備の高規格救急自動車の限度額2,410万円、合計6,810万円を設定させていただきましたが、それぞれ事業費が確定したこと及び起債の種別変更によりまして、水槽付消防ポンプ自動車の限度額を350万円増額して4,750万円に、高規格救急自動車の限度額を90万円減額して2,320万円とし、計260万円を増額して限度額を7,070万円に変更するものでございます。

次に、10、11ページをお開き願います。歳入でございますが、10款組合債、1項1目1節消防債は、先ほどご説明いたしました消防車両整備事業債の変更により260万円を増額するものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。歳出でございます。2款総務費、1項1目24節積立金につきましては、事業費の確定及び消防車両整備事業債の変更により歳入歳出の調整を行い、不用見込額495万円を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

次に、3款消防費、1項2目17節備品購入費につきましては、水槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の事業費の確定により235万円を減額するものでございます。

以上で議案第17号から第19号までの細部説明を終わります。よろしくお願いたします。

**日高英城議長** 以上で細部説明が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時22分)

---

(開議 午前10時25分)

**日高英城議長** それでは、休憩前に続き、会議を再開いたします。

### ◎ 一 般 質 問

**日高英城議長** 日程第7、これより一般質問を行います。

通告順序により、順次質問を許可いたします。

初めに、11番、菅野博子議員の質問を許可いたします。

菅野博子議員。

[11番 菅野博子議員登壇]

**11番 菅野博子議員** 11番、菅野博子でございます。通告順に一般質問を行います。

件名1、コロナ禍における熱中症について。要旨1、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた熱中症患者への対応について伺います。

(1)、救急車の受入れ状況について。感染症疑いで搬送が遅れるおそれについて、県庁所在地の12消防本部と東京消防庁によると、3月下旬から新型コロナ感染拡大時には、救急患者の搬送が困難だったケースが急増したと報道されました。受入れを3か所以上の病院で断られ、かつ受入れ先が決まるまで30分以上かかったケースが3月末から2か月で1万1,745件、前年同時期より8割増と報道されています。本署の実態がどうであったのか伺います。

(2)、熱中症のピーク時に感染が広がり、対応に能力を超えるおそれが、この地域では予想されるのか。この2点についてお伺いします。

日高英城議長 順次答弁を求めます。

岡田救急課長。

〔岡田正夫救急課長登壇〕

岡田正夫救急課長 件名1、要旨1についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、119番入電時に発熱や呼吸器症状があり、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、出動指令時に感染症と付与しております。救急隊は、全ての急病事案において、感染防止衣上下、N95マスク、ゴーグル、ゴム手袋、保安帽を着装するなど、感染防止対策を実施した上で出動しております。

また、保健所等から新型コロナウイルス感染症の陽性確定者または疑い者の搬送の依頼があった場合には、感染症対策として、新型コロナウイルス感染症等対策用救急自動車を運用しております。

熱中症患者への対応は、感染防止対策を講じて出動する中、特に体温の上昇や呼吸器症状を認める場合には、体を冷却するなどの応急処置を実施した上で、新型コロナウイルス感染症の可能性を踏まえ、傷病者にはマスクの着用を促し、行動歴等を聴取して、観察、応急処置を行い、観察結果及び発生状況から、必要に応じて保健所の指示を受け、適切な医療機関を選定して搬送しております。猛暑となり気温が上昇いたしますと、熱中症患者の増加が懸念されますので、引き続き熱中症と新型コロナウイルスの両側面から、適切な救急業務の遂行に努めてまいります。

なお、3月から6月までの救急出動状況につきましては、昨年同時期と比較すると、医療機関の受入れ照会件数の割合は、3回以内が令和元年は97%、令和2年は95%であり、現場滞在時間30分未満の割合はともに約92%となっておりますので、新型コロナウイルス感染症の影響により、医療機関への搬送が遅延した状況はないと考えております。

以上でございます。

日高英城議長 菅野博子議員。

11番 菅野博子議員 PCR検査ですけれども、いわゆる不特定多数の人と会うのに、住民のところでPCR検査が身近なところで行えるのかということがあるわけですが、例えば日立製作などは会社が経費を負担して自前で行っているというのですけれども、市民の皆さんがそういう状況の中でPCR検査を、どこどこで行えるというふうな場所が決まっていますよね、病院とかが。そこら辺を住民の皆さんにお知らせして、心配を少しでも和らげることができるのでしょうか。それから... ..

〔何事か言う人あり〕

11番 菅野博子議員 熱中症患者で言っていますのでね。そうすると、(2)で言った熱中症のピーク時にコロナウイルスの感染症にかかっている場合、対応能力を超えるおそれが予想されるかということも聞いたわけですが、要するに鴻巣と北本と桶川の範囲では、全体で三十数件ですので、対応の心配はないと。今の範囲で全て対応、熱中症に関しては対応できているということですか。

か。ここをお聞きします。

**日高英城議長** 岡田救急課長。

**岡田正夫救急課長** 再質問についてお答えいたします。

現在、管内では38名の陽性者が確認できておりますが、それがもし救急搬送になった場合には、現状、当消防本部の救急業務として搬送は対応できると考えております。

以上でございます。

**日高英城議長** 菅野博子議員。

**11番 菅野博子議員** 東京都の小池知事が年中報告しているのが新聞に、マスコミに出ていますけれども、要するにPCR検査をどれぐらいするかしないかというのが、軽度で治ってしまう人もいるとかという場合、引っかけられないわけですから、そういうことを彼女は言っているわけです。知事選挙目当てに年中やっているわけではないということも言いたかったのかもしれないのですが、ですから、PCR検査なしに軽度の人自然に治っていつているという、そういうことは本庁の場合考えられるのか。一切考えられず、必要な件数は上がってきて、それに対応できているということなのか、お聞きします。

**日高英城議長** 岡田救急課長。

**岡田正夫救急課長** 再度の質問なのですけれども、PCR検査に関しましては、当消防本部で把握できないところでありまして、先ほど報告している陽性者に関しても、県のホームページ等から確認しているところもありますので、こちらについては私たちもホームページ等で確認するというのが限界なので、申し訳ありません。

以上になります。

**日高英城議長** 以上で11番、菅野博子議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時35分)

◇

(開議 午前10時36分)

**日高英城議長** 休憩前に続き、会議を再開いたします。

続いて、2番、諏訪三津枝議員の質問を許可いたします。

諏訪三津枝議員。

[2番 諏訪三津枝議員登壇]

**2番 諏訪三津枝議員** 議席番号2番、鴻巣市選出、諏訪三津枝でございます。ただいまより通告順に基づき質問をいたします。

件名1、新型コロナウイルス感染症対策下における斎場業務についてでございます。政府は、5月25日、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を継続していた東京など首都圏の1都

3県と北海道で5月31日までの期限を待たずに解除しました。ところが、その後、再び感染拡大が広がっています。昨日の新規感染者数の報道では、東京が266人、埼玉県は55人、神奈川県は33人となっています。埼玉県は、現在2,000人を超える感染者数となり、緊急事態宣言の期間は0.5%まで下がった陽性率が3.7%に上がっています。感染拡大で市民の間では不安が広がっていると考えます。

このような中で、休むわけにはいかない斎場業務において、当組合での影響を伺います。埼玉県全体の月別の死亡数を見ますと、昨年の3月、4月と今年と同月の比較で、どちらも400人前後の増加となっております。死亡者が増加すれば、当然火葬数も増えているかと思えます。先ほど行政報告でもございましたが。

そこで、要旨1として、斎場業務における感染拡大防止の対策はどのように行われているか。また、利用数に影響があったか伺います。

感染拡大防止の観点から、葬儀等の簡素化が図られている傾向があるようです。斎場業務で働く方々に影響はなかったのか。

そこで、要旨2として、休業や業務縮小などの対策があるか。また、あるとすれば休業補償などの実態はどのようになっているのかを伺います。

コロナ感染で亡くなられた方や陽性者に対しては、特別な配慮がされるものと考えます。

要旨3として、感染者で亡くなられた方への対応はどのようになっているのか、お伺いいたします。

件名2は、斎場業務における小動物の火葬についてでございます。犬や猫などのペットは、単なる愛玩動物としてだけでなく、コンパニオンアニマルと考えて飼育する人も少なくありません。家族の一員としてのペットの最期をどのようにするか判断に悩むことがあるかと思えます。当斎場においては、個別火葬と合同火葬があります。個別火葬では、お骨を引き取ることとなりますが、合同火葬後は斎場で埋葬するように聞いております。

そこで、要旨1として、合同火葬後の埋葬場所についてお伺いをいたします。

**日高英城議長** 田中事務局長兼総務課長。

〔田中啓文事務局長兼総務課長登壇〕

**田中啓文事務局長兼総務課長** 件名1、要旨1から要旨3について順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。県央みずほ斎場の感染拡大防止対策につきましては、指定管理者へマスクの着用、手洗い、手指消毒の実施と斎場内の消毒液設置及び適切な換気の実施を指示いたしました。また、葬祭業者と葬家の皆様には、指定管理者を通して消毒液の利用、マスクの着用、体調の優れない方の来場を控えていただき、来場される方の人数をなるべく少なくしていただくこと、式場控室や待合室での会食は、感染防止のためご配慮していただくことなどをお知らせし、ご理解、ご協力をいただいております。さらに、当組合のホームページに「新型コロナウイルス感染拡大防止へのご理解とご協力について」を掲載し、感染拡大防止に努めております。

斎場の利用数についてでございますが、本年4月から6月までと前年の同期間を比較いたしますと、火葬件数につきましては56件の増加、式場利用数は、通夜と告別式を行った件数は4件の減少、告別式のみは4件の増加、待合室の利用件数は21件の減少でございます。待合室の利用件数が少なくなった理由といたしましては、葬祭業者や葬家の皆様に新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のご協力をお願いしていることから、会葬者の人数が少なくなったことが考えられます。このように待合室の利用件数は減少しておりますが、火葬件数は逆に増加していることから、斎場の利用件数に大きな影響はないものと考えております。

次に、要旨2についてお答えいたします。斎場の主な業務は火葬であり、休止することのできない業務です。このため、休業することは困難であると考えていることから、指定管理者への休業補償はございません。

次に、要旨3についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方を火葬する場合の対応につきましては、指定管理者と協議し、実施計画を作成しております。具体的には、1つ目といたしまして、ご遺体を医療機関等において非透過性の納体袋に収納、密封した状態のまま納棺し、火葬すること。2つ目といたしまして、ご遺族の来場につきましては、濃厚接触者、体調不良者または発熱のある方の自粛をお願いし、最少人数で来場していただくこと。3つ目といたしまして、火葬時間を感染拡大防止の観点から、他の斎場利用者との接触を避けるため、原則午後5時からすることなどです。当組合といたしましては、今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を図りながら適正な施設運営に努めてまいります。

続きまして、件名2、要旨1についてお答えいたします。小動物の火葬につきましては、焼骨をお持ち帰りいただく単独火葬と、焼骨の処理を斎場が行う合同火葬がございます。合同火葬後の焼骨につきましては、指定管理者が業者と委託契約を行っており、業者が収集を行い、愛知県の豊橋市にごじます宗教法人眞龍院において供養し、埋葬されております。

以上でございます。

**日高英城議長** 諏訪三津枝議員。

**2番 諏訪三津枝議員** では、件名1、要旨2で再質問をいたします。

当然ながら、休業ができない業種だにご答弁がございました。そして、さらに56件の増加があったということでございます。大変な、作業そのものも多分増えているかと思えます。消毒等で。それで56件増加ということは、やはり働く方々の業務が少し増えて大変だったろうなという気持ちがあります。医療機関や介護施設、保育なども同様に、生活に必要な業種ということで大変な中、運営をされています。業務に従事する方々、指定管理の方々なのですけれども、健康をやはり守るという観点から、指定管理のところにお任せではなくて、そこにも十分な配慮が必要だと思えます。とりわけ、どの自治体も消毒液やマスク、そういったものを補正予算などで用意されていますけれども、当組合において、この斎場業務を行うところには、こういった補正予算が今回もなかったよ



うに思うのですけれども、消毒液、マスクなど、また時には防護服などの準備が必要かと思うのですが、そういったところへの予算的配慮はないのかを再質問いたします。

**日高英城議長** 田中事務局長兼総務課長。

**田中啓文事務局長兼総務課長** ただいまのご質問についてお答えいたします。

感染症拡大防止の消毒液やマスクにつきましては、現在のところ指定管理者が指定管理料の中で購入しております。今後ですが、新型コロナウイルス感染拡大や新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方の火葬等が増加し、消耗品や防護服、その使用量が増加した場合には、その費用については指定管理者と協議し、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**日高英城議長** 以上で2番、諏訪三津枝議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時48分)

◇

(開議 午前10時49分)

**日高英城議長** それでは、休憩前に続き、会議を再開いたします。

続いて、8番、潮田幸子議員の質問を許可します。

潮田幸子議員。

[8番 潮田幸子議員登壇]

**8番 潮田幸子議員** 議席番号8番、鴻巣市選出、公明党、潮田幸子でございます。議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、国内において確認をされてから約半年が経過いたしました。当初は、これほどまでの感染拡大や休業要請、学校休校及び深刻な経済活動への影響は考えられませんでした。第2波、第3波は今後どのようなようになるのか、さらに不安な状況であります。

このような中、消防、救急、救助は待ったなしの対応が迫られ、日々県央広域事務組合の職員の皆様には、心から感謝と敬意を表するものであります。未知の、さらに目に見えない敵との戦いであり、住民の命を守るために100%の正解がない中であります。リモートワークなどが話題となりますが、対面型の極みとも言える命との接点の任務において、救急体制を保持することも職員の皆様の命を守ることも最重要であることから、以下、件名2件、要旨6件について伺います。

件名1、新型コロナウイルス感染症対応について。

要旨1、新型コロナウイルス感染症流行が起きてからの救急業務の状況及び体制整備、環境整備についてであります。新型コロナウイルス感染症流行の前にも感染症対策として万全の体制で救急、救助を行ってきたと思います。しかし、コロナの感染力の高さやその重症化への懸念から、今までとは格段に違う対応が迫られているのではないかと考えます。また、構成市の市民の側も感染を恐

れ、外出自粛の中、救急業務への影響はどのようであったか。救急要請等業務の状況及び体制整備、環境整備はどのような変化があったのか伺います。

要旨2、新型コロナウイルス感染症に罹患していると思われる方の救急搬送の状況及び救急隊員への感染防止対策は万全かであります。現在、管内では35名を超える、36名だったでしょうか、超える方の感染が確認をされております。罹患した方の救急搬送も当然ながら行ったと考えられますが、今までのコロナ罹患者の救急搬送の状況をお伺いしたいと思います。

また、PCR検査で結果が出ている場合を除き、けが等であっても罹患の可能性はゼロではなく、誰もが感染の可能性を持っております。救急車内での3密防止も含め、救急隊員への感染防止はどのような対策をしているのか伺います。

要旨3、今後の再感染拡大に備え、業務継続のための計画・資機材確保の状況についてであります。今、感染者は再び急増しております。さらに熊本及び全国での豪雨などを思いますと、今までよりもさらに業務継続や資機材確保には細やかな配慮が必要となります。その業務継続のための計画・資機材確保の状況を伺います。

件名2、みずほ斎場における新型コロナウイルス感染症対応についてであります。

要旨1、感染した方の火葬について。現在新型コロナウイルス感染症により、国内ではかなりな人数の方、1,000人を超える方、2,000人を超える方でしょうか、県内でも大変に多い方が... ..すみません。国内での死亡数が... ..すみません。正確な数字が今頭に入っておりませんが、県内でも70人近い方が亡くなられております。心からご冥福をお祈りいたします。新型コロナウイルス感染症に罹患していた場合、通常の火葬とは大きく違うとの報道を聞いております。本組合での火葬の対応はどのようか。実際に罹患者の火葬は行われたのか伺います。

要旨2、3密を防ぐための配慮により、葬儀の在り方が大きく変わった感があるが、みずほ斎場への影響はどのようであったかについてであります。3密を避けることが大きく浸透し、家族葬等の少人数形式や、お通夜を行わず、告別式だけの葬儀も増えております。実際に私も身内の、ついこの前です。7月にも身内で葬儀がございまして、これは他県でございましたけれども、厳しい人数制限と厳重な消毒体制となっておりました。みずほ斎場への影響はどのようであったか伺います。

要旨3、今後の再感染拡大に対する留意点は何かであります。今後の感染拡大の見通しは誰にも分かりません。しかし、備えがあれば憂いはありません。今後の感染拡大に対する留意点は何かを伺います。

以上で壇上での質問といたします。

**日高英城議長** 順次答弁を求めます。

岡田救急課長。

〔岡田正夫救急課長登壇〕

**岡田正夫救急課長** 件名1、要旨1から要旨3について順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症の流行が起きてからの救急業務の状況として、3月から6月までの救急出動件数は、昨年と比較しますと、令和元年は3,819件、令和2年は3,301件となり、518件の減少となっております。体制整備、環境整備については、新型コロナウイルス感染症を見極めるため、119番入電時に発熱や呼吸器症状の有無等を聴取し、新型コロナウイルス感染症を疑う場合は、出動指令時に感染症と付与し、出動隊員に感染防止対策の注意喚起を行うとともに、119番入電時または救急現場において、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合には、保健所に相談して指示を受けております。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、伊奈町へ無償貸与していた救急自動車を、新型コロナウイルス感染症傷病者の救急搬送に対応できるよう整備いたしました。

次に、要旨2についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症の陽性者の救急搬送状況は、令和2年7月20日現在、管内住民が3名及び管外住民が1名の計4名となっております。4名の内訳は、保健所からの依頼により搬送した方が1名、搬送後に陽性と判明した方が2名、転院搬送した方が1名となっております。

次に、救急隊員への感染防止対策について、救急隊は、全ての急病事案において感染防止衣上下、N95マスク、ゴーグル、ゴム手袋、保安帽を着装して出動しており、医療機関への搬送途上は、傷病者にマスクの着用を促し、救急車内の運転席と患者室をビニールシートで仕切るとともに、救急車の換気扇を使用し、窓を開放して換気を行いながら感染防止対策を行っております。

また、活動後は、救急車が感染源とならないように、使用資器材及び救急車内の消毒を徹底し、陽性者の救急活動に携わった職員は、体温測定等を14日間行い、健康チェックを実施しております。

以上のように、感染防止対策に関しては、国及び埼玉県からの指針に基づき、適切に実施しております。

次に、要旨3についてお答えいたします。業務継続のための計画については、新型コロナウイルス感染症に係る人員確保計画を作成し、出動車両及び搭乗人員の確保に努め、各所属における消防業務が継続できるよう計画いたしました。また、資器材確保の状況については、平成21年5月に策定した新型インフルエンザ対策業務継続計画を準用し、新型インフルエンザによるパンデミックを想定した約2,800人の傷病者に対応できるよう備蓄してあります。

今後とも、昨今の感染状況及び感染防止資器材の納品状況を勘案し、業務継続できるよう必要な感染防止資器材の確保に努めてまいります。

以上でございます。

**日高英城議長** 田中事務局長兼総務課長。

〔田中啓文事務局長兼総務課長登壇〕

**田中啓文事務局長兼総務課長** 件名2、要旨1から要旨3について順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。これまでに当斎場では、新型コロナウイルス感染症

で亡くなられた方の火葬は行っておりませんが、新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方の火葬を行う場合は、ご遺族の皆様に健康状態を確認した上で、最少人数でのご来場をお願いし、ご遺体は納体袋に収納、密封した状態のまま納棺していただきます。また、火葬時間につきましては、他の斎場利用者との接触を避けるため、午後5時からの火葬時間を新たに設け、対応いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方の式場、待合室及び霊安室のご利用は、お控えいただきます。

次に、要旨2についてお答えいたします。当斎場での葬儀につきましても、会葬者の人数を少なくし、式場の座席の間隔を空け、通夜や告別式での会食を控え、ご焼香のみでお帰りいただくなど、葬儀の在り方が変わっていると指定管理者から報告を受けております。当斎場の本年4月から6月と昨年の同期間の利用件数を比較しますと、待合室の利用件数は21件減少し、式場の利用件数はほとんど変わっておりませんが、火葬件数が56件増加していることから、葬儀の在り方が変わっても当斎場の運営に大きな影響はないものと考えております。

次に、要旨3についてお答えいたします。当斎場におきましては、引き続きマスクの着用や手洗い、消毒の徹底及び3密対策など、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めてまいります。また、今後の再感染拡大に備え、必要な消毒液等の確保や備蓄について留意するとともに、指定管理者と連携を図りながら対応してまいります。

以上でございます。

**日高英城議長** 潮田幸子議員。

**8番 潮田幸子議員** それぞれに答弁いただきましたので、再質問3項目させていただきたいと思えます。

まず、件名1の要旨1につきまして、答弁では感染防止にできる限りの備えをしており、感染防止対策万全とのことでありました。何事も絶対ということはありませんので、今後も感染防止対策の徹底を図るとともに、対応に当たった救急隊員の健康管理、救急車の消毒等についても引き続き徹底をお願いしたいと思います。答弁の中でありました、感染症対応の救急自動車を整備とのことでありますが、その詳細を伺いたいと思います。

同じく、件名1の要旨3、答弁では昨今の感染状況及び感染防止資器材の納品状況を勘案し、業務継続できるよう必要な感染防止資器材の確保に努めていくというふうにありました。新型インフルエンザ業務継続計画で想定していた新型インフルエンザパンデミック時に対応できる感染防止資器材のうち、今回どの程度新型コロナウイルス対応で使ったのか。また、現在どのくらい残っているのか伺いたいと思います。

また、当初予算を組む段階では、当然ながら新型コロナウイルス感染症は計上されておりませんので、また今回の補正予算でも計上はございませんでした。今後の感染防止に係る資器材補充等は補正予算で行っていくのかどうか伺いたいと思います。

件名2につきましては、要旨3のところでお聞きさせていただきます。斎場においても感染拡大防止については細心の注意が必要で、消耗品を含め十分な備えをしているとのことでありましたけれども、指定管理料の中には新型コロナウイルス感染症対応は想定外だったはずであります。現在では、コロナ感染者の火葬はないとのことですが、今後起こる可能性があります。新型コロナウイルス感染症対応のため、支出がかさんだ場合の負担については、先ほど前任者の質問に対する答弁の中では、指定管理料の中で対応している。今後については、そういったものがかさんだら検討するということでありましたけれども、現在6月1日から来年度からの指定管理者の募集をしております。この指定管理者の募集について、その条件の中には新型コロナウイルス感染症に係る取決めなどがあるのかどうか伺いたいと思います。

**日高英城議長** 岡田救急課長。

**岡田正夫救急課長** 再質問についてお答えします。

初めに、要旨1の再質問についてです。感染症対応の救急自動車の詳細につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、救急出動の増加が懸念され、管内の救急搬送に対応するために新型コロナウイルス感染症等対策用救急自動車運用要領を作成し、運用を開始しております。運用時間は、平日の日中8時半から17時15分までとし、運用条件といたしましては、保健所から新型コロナウイルス感染症の陽性確定者または疑い者の搬送の要請があった場合や、保健所を介して医療機関から要請があった場合に対応しております。

次に、要旨3の再質問についてお答えいたします。今回の新型コロナウイルス感染症による感染防止資器材の使用数ですが、3月から7月21日現在、感染防止上衣650着、下衣1,007着、N95マスク860枚、ゴーグル59個、ゴム手袋180箱であり、備蓄数は感染防止上衣7,562着、下衣7,046着、N95マスク7,682枚、ゴーグル396個、ゴム手袋270箱となっております。現状の新型コロナウイルス感染症の拡大状況に伴う感染防止資器材の使用数と購入状況から備蓄数を勘案すると、令和2年度の補正予算に計上せず、対応できるものと考えております。

なお、今後感染拡大に備えるため、感染防止資器材の補充及び備蓄する経費については、令和3年度当初予算に計上を検討し、確保に努めてまいりたいと考えております。

以上となります。

**日高英城議長** 田中事務局長兼総務課長。

**田中啓文事務局長兼総務課長** 来年度からの指定管理者の募集につきまして、コロナウイルス関係に関わる取決めをしたのかどうかというご質問についてお答えいたします。

来年度からの指定管理者の募集につきましては、今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況が予測できないため、新型コロナウイルス感染症に関わる取決めにつきましては、定めておりません。しかし、やはり感染拡大状況により大きな変化があった場合には、指定管理者と協議して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**日高英城議長** 以上で潮田幸子議員の質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時11分)

---

(開議 午前11時12分)

**日高英城議長** それでは、休憩前に続き、会議を再開いたします。

続いて、15番、諏訪善一良議員の質問を許可いたします。

諏訪善一良議員。

[15番 諏訪善一良議員登壇]

**15番 諏訪善一良議員** それでは、早速ですが、一般質問をさせていただきます。

まず、件名1、今日も3名の方が、いわゆるコロナ関連の質問をされておりました。日本では、たしか1月15日ですか、初めての感染者が湖北省の武漢から帰ってきた男性になったということで、1月の人民ニュースに載っていたと思うのですが、その当時はどちらかというと、中国本土の発表なのでしょうけれども、若い人はあまりかからないようだよと。それから、人から人に感染というのはあまりないよであるよというふうな話で、以前のSARSの騒ぎのほどの騒ぎにはならないのかなという感じでいました。当時私も、SARSのときはちょうど広州にいたわけでした。当時はせいぜいホテルが別の階の特別室に入れられて、朝と夜の検温の協力という程度でした。今年は、たまたま年末から年始、ちょっと中国にいたわけなのだけれども、その当時はまだまだ国内では何もそんなニュースがない状態でした。しかるにあれから半年ですか、この表を見ますと、アメリカは420万を超えていますよね。死亡者も世界でも65万人を超えたということのようであります。

これからの感染症対策というのは、ある意味においては、社会の構造から見ても、一番の頼りになるのが、遠くの親戚や何かではなくて、まさに地元のこういう救急体制等の頼るところが消防組合であると私は思っておりますので、今回の経験を管理者以下、私たちも含めて、心を本当に厳しく見詰めてやっていかなければならぬと思っています。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。件名1、今般1月15日に日本で新型コロナウイルス患者が初めて確認されて以後の指示対応について管理者に伺う。これは、やはりトップにある者が、いつの時点でどんな認識を持って、どういう指示をしたかというのが非常に大きいと思っております。ご承知のとおりニュースでは、アメリカのトランプさんなんかはほとんどあまり気にしていなかったようだし、ブラジルのボルソナロさんもほとんど、これはインフルエンザ程度だよと言っていたというようなのがニュースに載っていましたが、何のことはない、今日を見れば断トツに患者数が多いのはアメリカですし、死亡者もです。2番が、当時のことでは考えられなかったのにブラジルがほぼアメリカの半分、240万ということになっています。そんなこ

とも踏まえて、今のことについて答弁いただきたいと思います。

要旨1、消防職員について、いつ、どのような指示を出されましたか。(1)、特に市民の多くの方々の救急、救助に当たる消防隊員に対する防ぎよの在り方について、いつ、どのような指示をされましたかということです。

それから、(2)、新聞等の発表によりますと、7月7日現在、これはたまたま質問の通告日だったのですが、7月7日現在、県央地域の患者数は桶川市、北本市がそれぞれ3名、これは今日の発表によりますと桶川市が11名、北本市が4名でございます。鴻巣市が16名、これは今日の話すれば21名ということでございまして、埼玉県は大体、当時は東京が7,000名ということだったのですが、今日の新聞によりますと1万6,611名で、今度はあろうことか埼玉県が、その当時から見ますと、今や2,146名になっているというのが今日のニュースでございます。東京都に特に隣接する地域ですよ、については市民の救急、救助の最前線に立つ職員を守る立場としてどのような体制を工夫されましたか。まさに緊急事態だと思います。そのトップの認識についてがいかに重要であるかというものが今のニュース等からも理解される場所だと思っています。

要旨2、同じく斎場職員について、いつ、どのような指示を出されましたか。今も潮田議員の質問なんかでも斎場の質問があったわけですが、やはり斎場と消防隊員、救急隊員は第一線であります。それから、いわゆるPA連携でポンプ車等の職員、またそれ以外にも患者等を納体袋に入れて一応乾燥にかけるということで、少しは感染率、先ほど言った15分間というのは、濃厚接触者からすると短いとも思うのですが、やはりこの人たちもそういう意味においては最前線にあるし、その患者であることも分からないですから、亡くなっていますもので、この辺についてはこれも含めてどのような指示をされましたかということでございます。たまたま今日も17号議案ですか、手当の問題が出ていましたけれども、やはり私はこの斎場の職員についても、この手当の問題もある意味においては当てはめていいのではないかと思うところがございますが、そういうことも含めて答弁ができれば、指示も含めて示していただきたいと思います。

要旨3、マスク、感染防止衣等は、ふだんの程度準備されていますか。市民、職員の安心、安全面よりお伺いします。今ちょうど潮田議員の質問の第2回目ですか、答弁がされておるのですが、いかんせん感染力が広まって第2次、もしかしたら感染状況ではないかと言われているところから見て、果たしてそれで十分なのかなという部分もございまして、一応今の答弁で、その最後はとも来年度予算で組めば間に合うようなことを言っているのですが、果たしてどうなのかと。埼玉県の地図を見ましても、たまたま東京に接している窓口、川口とか、それから東武線、西武線含めて坂戸とか、草加とか、かなり多くの方が感染しております。ある意味では東京で近い順で感染者が出ていて、東京中心なコロナの地区なのかなということで思っていますので、その辺の十分なのかどうか、その辺も含めての多分、今の担当者からの答弁ですと、マスク、感染防止着等準備されているということなのですが、それで十分なのか。問題ないということが、管理者も指示

してあるのかも含めてもご答弁いただきたいと思います。

要旨4、今回の経過を教訓として、今後の準備対応をどのように考えていますか。まさにここでですね。来年度予算でいいよというのかどうか。また、予備費で流用できるからいいのですよというのであるならそれでも結構なのですが、それも含めて明確な答弁をいただきたいと思います。

件名2、消防体制の広域化について管理者に伺う。

要旨1、現在、第2期上尾バイパスが事業化され、さいたま市西区宮前から圏央道の桶川北本インターまで開通し、また先頃は上尾・桶川間の西大通り線が北本境まで開通したことに伴い、将来の対応をどのように考えていますか。構造の整備状況というのに合わせて、やはり広域性、そういうことも考えていくべきだと思っております。

要旨2、設備・システムの高度化に伴い、設備の補修も含めです、これは。アフターケアですね。高額化していく中で、これらの対応はどう考えていますか。今日の18号議案で、ポンプ車の問題が出ておりました。いわゆる競争入札して、いわゆる落札した業者が出ていまして、いわゆるこれが金額がばかある面において額が差がないなど。決まっているのかなという感じもしますものでして。やはり広域化において、今度は機器だけでなくシステムですね。これのほうも基本的には大体同じような問題があるのかなと思います。ちょうどつい先日ですか、これは10日ほど前のニュースによりますと、秩父の広域消防組合のほうで談合があって、公正取引委員会で排除命令が出て、いわゆる罰金のほうもたしか報道を見ますと2,000万ちょっとですか、あったようでございますが、こういうのもやはり防ぐという意味合いも含めまして、今後の消防の場合は機材、斎場もそうですが、アフターケアの問題の、いわゆる適正な価格というものはどういうふうにするのかということも含めて我々は勉強していかなければならないと思うのですけれども、その辺は管理者、また職員ともやはり勉強して行って、無駄のない行政を進めていく。そして市民の健康を守る。119番がとにかく私たちに、とにかく一番頼りになるというのが今の時代なのかなと思いますので、その辺のことも含めまして管理者におきましてご答弁をいただければと思います。

これで第1回目の質問を終わります。以上です。

**日高英城議長** 順次答弁を求めます。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

**原口和久管理者** 件名1、要旨1、(1)、(2)についてお答えします。

緊急事態宣言が解除されてから新型コロナウイルスの新たな感染者は再び増加しており、私も危惧しているところです。新型コロナウイルスの対応について最初に指示したのは、クルーズ船による感染者の病院搬送に携わった消防職員が感染したとの報道があった2日後の2月17日に、消防職員自身が感染して業務に支障を来さないよう、感染防止対策に万全を期すことを消防長に指示をいたしました。その後も機会を捉え、継続的に指示をしております。



また、4月2日は、組合幹部会議において、出席した幹部職員に改めて感染防止対策の徹底を直接伝えております。詳細については、消防長より答弁をさせます。

次に、要旨2についてお答えします。斎場への対応についても、消防長に指示をした2月17日に、斎場は多くの人を利用する施設であるため、十分な感染防止対策を講じるよう、参事に指示をいたしました。詳細については、参事より答弁をさせます。

次の要旨3、要旨4については、消防長に答弁をさせます。

次に、件名2、要旨1についてお答えします。消防体制の効率化、基盤強化など多くのメリットが期待できる消防の広域化の重要性は認識しております。上尾バイパスが鴻巣市箕田で国道17号と合流すると、沿線地域は発展し、これにより建築物は大規模化し、消防業務も高度化、複雑化することが予測されます。今後、国、県及び近隣消防の広域化に向けた状況などの変化が生じた場合には、検討していきたいと考えております。

次に、要旨2についてお答えします。消防業務の多様化に対応するためには、財政の効率化が重要であると考えています。高額な高機能消防指令装置などの共同運用、共同整備について、機会を捉えて検討してまいります。

以上です。

**日高英城議長** 新井消防長。

〔新井 正消防長登壇〕

**新井 正消防長** 件名1、要旨1、(2)の詳細及び要旨3、要旨4について順次お答えいたします。

初めに、件名1、要旨1、(2)の詳細についてですが、2月17日に管理者から新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全を期すよう指示を受け、翌18日の消防幹部会議において、現場の最前線に出動する救急隊員をはじめとする消防職員が感染しないように、感染防止対策の周知徹底を図りました。その後、決裁などの機会があるごとに、職員の状況や感染者の搬送状況を管理者に報告し、対応について指示を受けております。4月から各消防署長は、組合市の新型コロナ対策本部会議に出席して、情報収集並びに連携強化を図りながら、消防本部内で対策本部会議を実施いたしました。

具体的な対策の1つ目として、立入検査、消防訓練、救命講習などを中止、2つ目として、署所間の訓練や移動制限などの措置、3つ目として、年次有給休暇の計画的な取得、執務室の分散、土日出勤などを行い、4つ目として、職員が罹患した場合に備え、人員確保のための新型コロナウイルス感染症の患者に係る人員確保計画の策定、5つ目として、新型コロナウイルス感染症の拡大により、救急自動車の不足を補い、保健所からの依頼による陽性確定者または疑い者を搬送するために、感染症専用の救急自動車を整備いたしました。今後におきましても、国が示す「新しい生活様式」及び埼玉県が示す「彩の国新しい生活様式」に取り組みながら、感染拡大防止対策の徹底を進めてまいります。

次に、要旨3についてお答えします。当消防本部における感染防止資器材の備蓄状況につきましては、平成21年5月に策定した新型インフルエンザ対策業務継続計画を準用し、新型インフルエンザによるパンデミックを想定した約2,800人の傷病者に対応できるよう備蓄しており、救急出動が増加した場合においても、管内住民の救急搬送に対応することが可能であると考えております。

次に、要旨4についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症の影響により、感染防止資器材等の供給が安定しないことから、購入が滞りました。今後とも、昨今の感染拡大及び感染防止資器材の納品状況を勘案し、救急出動件数及び感染防止資器材の保有状況に応じて計画的な備蓄に努め、新型コロナウイルス感染症対策として、感染防止資器材の整備に関する新たな指針等が示された際には、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**日高英城議長** 春山参事。

〔春山一雄参事登壇〕

**春山一雄参事** 件名1、要旨2についてお答えいたします。

県央みずほ斎場の感染拡大防止対策につきましては、消防長と同様、2月17日に管理者から指示を受け、指定管理者と協議を行い、斎場利用者にマスクの着用や手洗いの徹底について周知し、従業員の朝夕の体温の測定を実施するとともに、斎場の従業員や葬祭業者が感染防止のため、マスクを着用していることをご理解いただくための貼り紙を掲示いたしました。

その後、3月8日には、来場者用にアルコール消毒液を設置するとともに、消毒液の利用を促す貼り紙を行いました。

次に、3月19日に当組合管内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されたことや、愛媛県松山市の斎場において、新型コロナウイルスの集団感染が発生したとの報道が3月29日にあったことから、組合幹部会議の開催された4月2日に管理者から、通夜等で弔問客が罹患しないよう対策を講じるよう指示を受け、密室空間、密集場所、密接場面の、いわゆる3密を避けることを指定管理者と協議いたしました。

具体的には、みずほ斎場に来場される方の人数を少なくすることや、式場控室、待合室で会食は感染防止のため配慮していただくことなどについて、4月8日に当組合のホームページに追加して掲載し、指定管理者を通して葬祭業者や葬家の方々に周知するよう努めております。

以上でございます。

**日高英城議長** 諏訪善一良議員。

**15番 諏訪善一良議員** それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、指示のほうは2月17日、ちょうどダイヤモンド・プリンセス号ですか、感染者が出て、それで消防署の職員がその方々を病院に搬送する中で、どうも罹患したらしいということのようございまして、その面においては、比較的早い時期だったのかなと思います。日本の場合は、船にお

客をとどめおいて、それである面においては、ちょっと西洋とかいろいろな国から批判もあつて、人道の部分があると。ちょうど同じ頃にイタリアのほうでは、ちょうどダイヤモンド・プリンセス号の倍の乗客がいて、その後の人数は入ってきていませんけれども、その後イタリアが2番目に大きな、いわゆる感染者を出していたと。そういうような中から、日本の場合は、ちょっとほかからは非難はあつただけけれども、当時のいろんなデータを見ますと、アメリカのほうも2月15日程度だと死傷者がゼロ、それから感染者も15人と。そういうのを見ると非常に早い時期に指示を出された。ただ、内容は、指示しましたということなのですが、ちょっと具体的ではなくて、手洗いをし、それからマスクをしてと。一般市民に対しての呼びかけはそれでいいと思うのです。しかし、さっきも言ったように救急隊員というのは、その最前線に立つのですから、極端に言えば。帰ってきたら、その後いわゆる防除体制、衣服のほうも処理もあるのだろうし、また減圧室とかもあればいいと思うのだけれども、そういうことは考えていなかったのでしょうか。もう少し指示の内容について具体的にお聞かせください。

それから、ちょっとどうも対応が市民向けに、さっきも言ったように、例えば斎場のほうもそんなのだけれども、掲示をしましたと。お知らせしました。ではなくて、消防隊員、それに当たった消防隊員、場合によつたらもう罹患しているかもしれないから、システムとして、一回その可能性があった場合は、一応1週間なり別の業務に就いてもらったりとか、そういうのはどうなのですか。固定しないようにしてみるということは考えなかったのでしょうか。いわゆる罹患の時間があまりないようにすると。また、再々度のような、いわゆる罹患の可能性をなくすという、そういう体制の変更というのは考えなかったのでしょうか、お伺いをいたします。

それから次に、ちょっと要旨の2番で斎場の職員、私はこの方もある意味では一番の最前線だと思うのですが、さっき言った、今回の17号の議案ではないのだけれども、手当、こちらは考えていないのでしょうか。この辺も見ようによっては管理者の判断の範囲なのかなと思うのですが、そこはどうなのでしょうか、ご答弁をいただきたいと思います。

それから次に、今後の準備、対応について、今の答弁だと備品のほうについては今後適切にというふうな話なのですが、現状においてはあれですか、今かなり、本当に10日前、こちらが通告したときとは、ある意味においては倍増以上しているわけです。見通しとしては十分だというのが今の見方なののでしょうか、確認も含めて再質問をさせていただきます。

それから、件名2のほうは、管理者も言っていますように、効率化、システムも非常に高度化していくと思うのです。高額化してくると思うのです。今管理者は検討ということで答弁をされたのですけれども、具体的にどのような点を検討されているのか。方向性で結構ですからお示しをいただきたいと思います。

以上、2回目の質問を終わります。

日高英城議長 原口管理者。

**原口和久管理者** 再質問ですけれども、どういう指示をしたのか、内容についてということなのですが、当然先ほども申し上げましたように、職員の安全、健康管理等、それはもう十分に注意するよという事は申し上げました。当然その中で、救急業務あるいは消防業務、斎場業務もそうですけれども、それぞれの業務に携わる部分、これはそれぞれの管理職あるいは消防長を中心にしっかりと体制ができていますので、それらの具体的な内容については、やはり現場に携わるそれぞれの職員あるいは管理職の職員が連携をしながら安全対策を構築する。これは当然のことでありまして、それらの具体的な内容については、消防長あるいは春山参事のほうから答弁をさせます。

**日高英城議長** 新井消防長。

**新井 正消防長** 管理者の具体的指示はというご質問でございますけれども、17日に指示を受けまして、その内容にあつては、コロナウイルス感染拡大すると消防、特に救急は住民のために支障を来すこととなりますので、罹患しないこと。もし罹患しても住民や職場内で感染させないようにすることをその都度管理者決裁等で指示されております。そういう中で、2月17日の1週間後に、2月25日なのですが、第1回対策会議を行いまして、救急出動時の感染防止対策、標準装備とあるので、それを実施するという対策、また帰ってきてからの消毒方法、またコロナウイルス陽性者疑いを搬送した救急隊は、一時自宅待機、署内に入れなくて取りあえず一回家に帰ってくれという、まだこの当時はちゃんとした確立ができていなかったもので、取りあえずは救急隊は外に、署内に入らないで、ほかの署員とも接触しないようにしようということをしております。

また、そうなったときに、私たちはこのウイルスに対してどういう対応をしていいのか分からない状況もありましたので、保健所との連絡体制の確認などを、こういう内容を2月25日の第1回対策会議で感染防止対策を行っております。また、コロナウイルス陽性者疑いの搬送時には、救急隊を自宅待機にしており、他の職員の感染もあり得るため、職員がコロナウイルス陽性者疑いになった場合も、最悪消防の機能が停止、休止する可能性もあるため、管理者にはその都度報告をしております。もし報告が遅れて、消防職員が当直で10人とか15人勤務しているのですけれども、そちらの関係が濃厚接触者になりますと、全員が機能しなくなりますし、消防署が半分の勤務人員になってしまうので、そういうことの関係で、その都度管理者には報告しております。

また、2件目の今後の備品においてということなのですが、備蓄関係は先ほど救急課長が説明しまして、その都度、補正予算は取っていないのですけれども、今補正予算を取って、例えば何千枚とか買おうとしても、なかなか滞っている状況で買えない状態ですので、100枚とか、本当に小さい単位では納品をさせているのです。そういう関係で、今の場合、陽性者が今ちょっと止まっているのですけれども、感染防止衣を着て行くのですが、感染防ぎよはしているのですけれども、本当に陽性者の疑いがある場合は全部捨てます。医療廃棄物として捨てているのですけれども、今のは熱は出ていたけれども、先生も、PCR検査もしようと言わないし、救急隊もそういう関係を

よく鑑みて、そういうのは使えるように滅菌ロッカーというのがあるのですけれども、そこに入れて紫外線を当ててウイルスを殺す、そういうロッカーが各署にありますので、そこに入れて使うと。使えるものは使っていきましょう。でも、ちょっとまずそうなのはみんな捨てています。もちろんマスクは1回で捨てます。感染防止衣に関しては、そういう対応を取っております。

また、3番目のシステムの、どのような検討かということなのですが、行政報告で申しまして、この後、少し説明をさせていただこうと思っておりますけれども、議会の後に。指令台の共同運用なんかに関しましては、今ほかの消防本部と検討しているという状況でございます。また、消防車両にあっては、小さい消防本部ですと、やはり予算的に負担になるのかなというところがございまして、共同という考えもあるのですが、当本部ももちろん予算に関して余裕があるわけではございませんけれども、今のところ消防車両に関しては考えていないということが現状でございます。

以上でございます。

**日高英城議長** 春山参事。

**春山一雄参事** それでは、再質問にお答えいたします。

斎場の新型コロナウイルスの対策ということでございますが、具体的には2通り斎場についてはあるかと思っております。まず、斎場の利用者に対する感染予防対策、また斎場の従業員に対する感染予防と、2通りあるかと思っておりますけれども、斎場の利用者に対する感染予防といたしましては、新型コロナウイルスの影響で葬儀の仕方が大きく変わって、参列者も大分以前よりは少なくなっているという状況はあるかと思っておりますけれども、いわゆる3密をなくすために、なるべく密集しない、参列者が密集しないような対策を取っております。以前ですと、焼香をするときに、失礼がないようにというか、マナー違反になるのではないかというおそれがある、マスクを外して焼香されているような状況も見られましたけれども、最近については焼香する際も、皆さん全員マスクをして焼香するようにということでの周知をさせていただいております。

それと、斎場の職員に関してでございますけれども、新型コロナウイルスで感染した方がもし亡くなられた場合は、病院のほうで、先ほども答弁にありましたように、納体袋に収めて斎場のほうに連れてくるというふうな状況になっております。しかも棺のほうには密封されて、棺の上からは消毒をしてということで、菌によって感染しないような防護策を取っているわけでございますけれども、斎場の従業員につきましても、防護服を消防のほうから手配しまして、もしそういった感染者が管内で亡くなられた場合については、防護服を着て手袋、ゴーグルですか、帽子、そういったものを装着して、完全に防護対策、感染防止対策を取って火葬に当たるということ、こちらのほうでも従業員に対して指定管理者と協議して対応しております。

また、会葬者につきまして、通夜のほうですけれども、会食のほうを今は控えているというふうな状況で、持ち帰り料理を実施しているような状況でもありまして、飲食を共にすることが、

ちょっとマスクを外してになりますので、大変危険だということの状況がありますので、感染防止のために今通夜等を簡略にして持ち帰り料理等で対応しているというふうなことも指定管理者のほうから話を聞いております。

以上でございます。

**日高英城議長** 消防隊員のローテーションについて検討したかどうかと、手当について管理者として上げられるか上げられないかというところがありましたよね。ちょっと答弁漏れかと思いますが、新井消防長。

**新井 正消防長** 消防職員のローテーションに関しては、もし消防職員が罹患した場合に、どこかの分署で発生した場合に、考え方として、今2部制で交代でやっているのですけれども、今の職員を3つに分けて、1つがだめでも2つ残るという考えは全職員には周知徹底しております。

以上でございます。

**日高英城議長** 原口管理者。

**原口和久管理者** 斎場職員の防疫手当ということですが、斎場職員については指定管理者等の委託をしている状況で、その職員に対する消防のほうからの、県央広域事務組合からの手当というのは該当しないわけですが、先ほど来お話がありましたように、今後この指定管理の契約の中で、今後どんなふうな、これからまさに拡大するか、あるいは収束するかにもよりますけれども、今後こういうことがあったときの指定管理料の中で、あるいは指定管理の契約の中でどういうふうにしていくかというのは、今後の課題かなというふうに思っております、その手当についてもプラスになるのか、あるいは今の現状のままでいいのかどうかというのは、今後の検討材料であるのかなというふうに思っています。

**日高英城議長** 諏訪善一良議員。

**15番 諏訪善一良議員** 今消防長のほうから答弁があったのですけれども、自宅待機というのが答弁があったと思うのだけれども、感染者との接触があった職員については、ではなかったでしょうか。それはどの程度を考えているのでしょうか。

それと、班を分けて対応できるというふうな話があったのですが、消防職員の中で班を分けて対応はできますか。その辺は可能なのでしょうか。先ほどだと救急車の職員3名、それからポンプ車のほうが3名というふうな話があって、人数的に大丈夫なのでしょうか。また、救急救命士なんかの同乗もあると思うのですが、そういうふうな、いわゆる職員の確保の面はいかがでしょう。

あと、それから管理者のほうでは、斎場については指定管理者なのということなのですが、やはりその仕事に従事するご家族の皆さんから見れば、やはりこれはある意味では公務なわけですから、やはり危険性に対しては同じような危険手当を出す、危険手当と言うのがいいのか分かりませんが、そのような対応をすべきだと思うのですが、どうしても検討、検討ということなのですが、早急にその辺につきましては正副管理者を含めてご検討いただき、またもし機会があればご返答を

いただきたいと思います。

では、以上にしておきます。

**日高英城議長** 新井消防長。

**新井 正消防長** 自宅待機はどのようなということなのですかけれども、これは実際救急隊員なんかは自宅待機やっております、国のほうからそういう場合は自宅待機をしても年次休暇を取らないで、職免にしろという通知も来ていまして、接触した傷病者が陽性でなければ、もうすぐ自宅待機は解きます。ただ、陽性だったとしても、いろいろな装備を全部して、こういう状況だと保健所に相談しまして、保健所がそれなら罹患する可能性は低いのではないかと、こういう場合は、何日か様子を見て職場復帰をさせているという状況でございます。

また、班を分けるというお話なのですが、これは最悪の場合を考えたときに、各所属長に、今20人いる中を3班に分けると6人、7人の班になるのですが、その中で運転手はできるかどうか、先ほどお話ありました救急救命士の資格はどうかとか、そういうのを3班ごとに行い、そうすると、勤務して明けがあって週休という形になるのです。人数も6人が1個、6人がだめになっても、その2つがまたどうにかできる。最悪は、やはりコロナウイルスがパンデミックになった場合には、救急車だけでもどうにか動かすという考えの下やろうかということは、この計画の中に入っております。

以上でございます。

**日高英城議長** 春山参事。

**春山一雄参事** 先ほどの危険手当の関係でございますけれども、斎場職員に、もし感染症で亡くなられた方がいた場合については、時間外で対応するということがありますので、頻繁にその数が増えた場合については、時間外手当のことも指定管理者と協議しなければならないと。そういった中では、危険手当をそのほかに手当として支給するかどうかということについても、指定管理者と協議していかなければならないと考えております。

また、消耗品についても、消毒液やマスク、感染防止衣、今後の感染防止の拡大につきまして、状況を見極めながら指定管理者と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

**日高英城議長** 以上で15番、諏訪善一良議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時56分)

◇

(開議 午後 零時58分)

**日高英城議長** 休憩前に続き、会議を再開いたします。

◎ 議案第17号の質疑、討論、採決

日高英城議長 日程第8、議案第17号 埼玉県央広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第17号 埼玉県央広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

日高英城議長 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第18号の質疑、討論、採決

日高英城議長 続きまして、日程第9、議案第18号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 討論なしと認めます。



よって、討論を終結いたします。

議案第18号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）について、原案のとおり決することと賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

日高英城議長 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第19号の質疑、討論、採決

日高英城議長 日程第10、議案第19号 令和2年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

初めに、補正予算書の10、11ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、12、13ページの歳出に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第19号 令和2年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

日高英城議長 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 管理者のあいさつ

**日高英城議長** 以上をもって、本定例会の議事は全て終了いたしました。

この際、管理者よりあいさつのため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

**原口和久管理者** 定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用な中にもかかわらずご参集を賜り、提案申しあげました各議案につきまして、いずれも慎重なるご審議の上、ご決定を賜りましたことを心からお礼申し上げます。

結びになりますけれども、これから一層暑さの厳しい時期を迎えます。議員の皆様におかれましては、健康にご留意され、ご活躍くださいますよう心からご祈念申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

#### ◎ 閉 会 の 宣 告

**日高英城議長** 以上をもちまして、令和2年7月埼玉県央広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 1時03分)

# 参 考 資 料

議 決 結 果 一 覽 表

## 令和 2 年 7 月 定例会 議決結果一覧表

議案 番号	件 名	議 決 内 容		
		議決番号	月 日	結 果
17	埼玉県央広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	17	7月29日	原案可決
18	財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）	18	7月29日	原案可決
19	令和2年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第1号）	19	7月29日	原案可決

議 長 日 高 英 城

署 名 議 員 山 中 敏 正

署 名 議 員 潮 田 幸 子